

下松市内で創業した方を応援！

下松商工会議所 創業後の家賃補助金



市内にある店舗等（店舗又は事務所）を賃借して創業（※）した方を対象に、創業者の発展を応援することを目的とした補助金です。

※この補助金において創業とは、「事業を営んでいない個人が、新たに個人事業を開始した場合又は会社を設立し事業を開始した場合」をいいます

申請期間	令和7年8月1日（金）から令和7年9月30日（火）【必着】 ※但し、補助件数が7件に達し次第終了															
補助件数	7件															
補助額	12万円（1月あたりの賃料が1万円未満の場合は、別途算出する。また、申請時において未払の月の家賃については補助を行わない。）															
補助対象者	<p>(1) 市内にある店舗等を賃借して創業し、申請日において引き続き同店舗等を賃借して事業を営んでいる、又は現在とは異なる市内にある店舗等を賃借して創業し、その後創業時と異なる市内にある店舗等を賃借し、申請日において引き続き同店舗等を賃借して事業を営んでいること。</p> <p>(2) 創業日（個人は開業届の開業日、法人は商業登記の設立日）が平成30年4月1日から令和5年3月31日であること。</p> <p>(3) 個人事業者は、直近の確定申告書について、第一表における「収入金額等」欄の「事業」欄に記載されている金額が、「給与」欄及び「雑」欄に記載されている額と比較して最も多いこと。</p> <p>(4) 店舗等の賃貸人が次のいずれにも該当しないこと。</p> <ul style="list-style-type: none">・個人事業主の申請において、申請者の配偶者若しくは同一世帯に属する者又は三親等の血族若しくは姻族である者・法人の申請において、同社役員若しくは従業員又は関係会社、その関係会社役員若しくは従業員である者・法人の申請において、同社役員の配偶者若しくは同一世帯に属する者又は三親等の血族若しくは姻族である者 <p>(5) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（※表1参照）。但し、常時従事する者を必要としないコインランドリーやコインパーキングなどの事業は、対象外とする。</p> <p>※表1</p> <table border="1"><thead><tr><th>業種</th><th>(A) 資本金又は出資総額</th><th>(B) 常時使用する従業員数</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 製造業、建設業、運輸業、その他（②～④を除く）</td><td>3億円以下</td><td>300人以下</td></tr><tr><td>②卸売業</td><td>1億円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>③サービス業</td><td>5,000万円以下</td><td>100人以下</td></tr><tr><td>④小売業、飲食サービス業</td><td>5,000万円以下</td><td>50人以下</td></tr></tbody></table>	業種	(A) 資本金又は出資総額	(B) 常時使用する従業員数	① 製造業、建設業、運輸業、その他（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業	5,000万円以下	100人以下	④小売業、飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下
業種	(A) 資本金又は出資総額	(B) 常時使用する従業員数														
① 製造業、建設業、運輸業、その他（②～④を除く）	3億円以下	300人以下														
②卸売業	1億円以下	100人以下														
③サービス業	5,000万円以下	100人以下														
④小売業、飲食サービス業	5,000万円以下	50人以下														

	<p>(6) 許認可等を要する業種である場合は、当該許認可等を得ていること。</p> <p>(7) 今後も市内にある店舗等を本拠とし事業を継続する意思があること。</p> <p>(8) 下松市暴力団排除条例（平成23年下松市条例第16号）第2条に規定する暴力団等ではないこと又は暴力団等の反社会的勢力との関係を有する者でないこと。</p> <p>(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業等を行う者でないこと。</p> <p>(10) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。</p> <p>(11) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(12) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。</p>
<p>対 象 経 費</p>	<p>補助対象経費は、申請者自ら賃貸借契約を行う物件に係る令和6年4月分から令和7年3月分について支払い実績のある賃借料</p> <p>※賃借料に、敷金、礼金、駐車場費、共益費、管理費及び手数料を含めない</p> <p>※賃貸物件が住宅を兼ねる場合は、補助対象外</p> <p>※国、県、市及びその他の団体が実施する同様の補助金等の対象となった経費は対象外</p>
<p>申 請 書 類</p>	<p>(1) 全ての事業者が必要な書類</p> <p>①交付申請書（様式第1号）</p> <p>②令和6年4月分から令和7年3月分家賃の支払いが証明できる書類</p> <p>③店舗等の賃貸借契約書の写し</p> <p>④振込口座の金融機関、口座番号、口座名義の確認できる通帳の写し（通帳の表面を開いた1、2ページ目の両方）</p> <p>(2) 個人事業者が必要な書類</p> <p>①令和6年分の所得税確定申告書</p> <p>②税務署の收受印のある、又は受信通知を添付した開業届出書控え</p> <p>③青色申告者において、②に該当する書類が無い場合は、開業年の青色申告決算書及び所得税確定申告書。白色申告者において、②に該当する書類が無い場合は、開業年の売上台帳及び所得税確定申告書。</p> <p>(3) 法人事業者が必要な書類</p> <p>①直近の法人税確定申告書別表1</p> <p>②履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書</p> <p>(4) その他商工会議所が必要と認める書類</p>
<p>申 請 方 法 等</p>	<p>(1) 申請書類の入手方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下松商工会議所ホームページ https://kudamatsu-cci.or.jp からダウンロード ・下松商工会議所窓口で入手 <p>(2) 提出、お問合せ先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵送（令和7年9月30日必着）又は持参により提出 下松商工会議所 〒744-0008 下松市新川2-1-38 TEL 0833-41-1070 ※受付時間 8時30分から17時15分 （土・日・祝日・盆休み除く）